

## 健康保険法

### 1 インプット

#### 被扶養者に関する改正

被扶養者に、原則として国内居住要件を設けるなどの改正が行われた。

[令和2年4月1日施行]

#### 1 被扶養者の定義の改正

被扶養者の定義が、次のように改正された。

##### <被扶養者の定義（健保法3条7項）>

旧	新
「被扶養者」とは、次の①～④に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。	「被扶養者」とは、次の①～④に掲げる者で、 <u>日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。</u> ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者 <u>その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。</u>
① 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの ② 被保険者の3親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの ③ 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの ④ 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの	

#### 2 被扶養者の定義の詳細／厚生労働省令（健保則）の改正

##### (1) 日本国内に住所を有しないが被扶養者になれる者

被扶養者の要件として、原則として、「日本国内に住所を有する者」であることが求められる。

しかし、例外的に、「外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定める者」も、被扶養者の要件を満たすこととされた。

その厚生労働省令で定める者は、次の者とされた（健保則 37 条の 2）。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、  
②に掲げる者と同等と認められるもの
- ⑤ その他、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

## ② 被扶養者から除外される者

被扶養者から除外される「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」は、次の者とされた（健保則 37 条の 3）。

- ① 日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（入管法）の規定に基づく入管法別表 1 の 5 の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（いわゆる医療滞在ビザで来日した者）
- ② 日本の国籍を有しない者であって、入管法の規定に基づく入管法別表 1 の 5 の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において 1 年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（いわゆる観光・保養を目的とするロングステイビザで来日した者）

## 3 被扶養者の届出の届出事項の追加

被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、5日以内に、所定の事項を記載した被扶養者届を、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならないが、その記載事項（届出事項）に、「健康保険法施行規則 37 条の 2 各号（上記 2(1)の①～⑤）のいずれかに該当する者にあつては、その旨」が追加された（健保則 38 条 1 項）。

## ② アウトプット（練習問題にチャレンジ）

### 《問題》

1. 次の文中の  の部分を、選択肢の中の適当な語句で埋めてください。

健康保険法において、「被扶養者」とは、被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていな

いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの者などの一定の要件に該当する者で、**A**を有するもの又は外国において留学をする学生その他の**A**を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の**B**すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。

- 選択肢…
- |           |                |
|-----------|----------------|
| ① 適用を猶予   | ② 適用を除外        |
| ③ 一部を適用   | ④ 適用を検討        |
| ⑤ 日本国籍    | ⑥ 個人番号カード      |
| ⑦ 日本国内に住所 | ⑧ 医療保険制度への加入資格 |

2. 次の文の正誤を判断してください。

日本国内に住所を有しないが、外国に赴任する被保険者に同行する者は、他の要件を満たせば、被扶養者になる。

《解 答》

1. A ⑦ 日本国内に住所      B ② 適用を除外

(健保法3条7項)

2. ○ 設問のとおり。日本国内に住所を有しないが被扶養者になれる者は、覚えておきたい(健保則37条の2)。

★おわりに★

被扶養者の定義は出題頻度が高い部分です。これを機に、今一度おさらいしておきましょう。